

## 入札公告

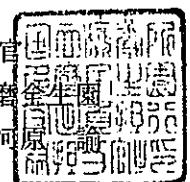
次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年9月27日

支出負担行為担当官

国立療養所多磨全生園

経理部長



### 1. 業務概要

(1) 業務名 国立療養所多磨全生園一般寮増築工事設計業務

(2) 業務内容 以下の工事について実施設計を行う業務である。

- ・一般寮増築工事
- ・渡り廊下改修工事

(3) 履行期間 契約締結日～令和5年3月31日まで

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(5) 本業務においては、資料提出、入札等を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

### 2. 入札参加者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省により、令和03・04年度関東甲信越地域における「建築関係コンサルタント等業務」に係る「A」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 平成24年度以降に契約履行が完了した以下の同種又は類似業務を元請けとして行った実績を有すること。

同種業務：延床面積（増築工事の場合は増築面積）800m<sup>2</sup>以上の木造の医療施設  
(構造部材の一部にCLTを活用したものに限る)における新築または増築工事の実施設計

類似業務：延床面積（増築工事の場合は増築面積）800m<sup>2</sup>以上の木造建築物（公共性のある建築物に限る）における新築または増築工事

- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び主任担当技術者を配置できること
- ①管理技術者は一級建築士の免許を有する者であること。
  - ②管理技術者は(6)に掲げる基準を満たす実績を有する物であること。
  - ③管理技術者は、13年以上の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう）を有すること。
  - ④主任担当技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械の分野毎に1名配置するものとする。

総合分野の主任担当技術者は一級又は二級建築士の資格を有するものであること。

構造分野の主任担当技術者は一級建築士の資格を有するものであること。

電気設備分野の主任担当技術者は建築設備士、1級電気工事施工管理技士、第三種電気主任技術者又は設備設計一級建築士の資格を有するものであること。

機械設備分野の主任担当技術者は建築設備士、1級管工事施工管理技士又は設備設計一級建築士の資格を有するものであること。

- ⑤各主任担当技術者は、5年以上の実務経験（建築士法施行規則第10条に定める内容をいう）を有すること。

(8) 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県に本店又は支店を有する者であること。

(9) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省工事発注から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

(11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

- (13) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
    - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (14) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (15) 競争への参加を希望する者は、別紙「自己申告書」を令和4年10月13日(木)までに提出すること。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (2) 総合評価の方法

##### ①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

##### ②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=(価格評価点の配分点(=60点))×(1-入札価格/予定価格)

##### ③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)～5)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

1) 資格

2) 技術力

3) 業務実施方針及び手法

#### 4) ワークライフバランス等の推進に関する指標

#### 5) 賃上げ実施の表明

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=(技術評価点の満点(=60点))×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

### 4. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒189-8550 東京都東村山市青葉町4-1-1

国立療養所多磨全生園 会計第二課 施設管理係

電話042-395-1101 内線3236

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、上記(1)の場所でも交付する。

交付期間：令和4年9月28日(水)～令和4年10月12日(水)までのうち、閉庁日を除く毎日の8時30分～17時00分までとする。

#### (3) 入札説明会

対面での説明会は実施せず、希望者には電話又はメールにて質問に回答することとする。質疑応答内容は入札説明書配布者に共有する。

#### (4) 競争参加資格確認関係書類を提出できる者の範囲

競争参加資格確認関係書類を提出する時において、上記2.(3)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

#### (5) 競争参加資格確認関係書類の受領期限並びに提出場所及び方法

書類を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。

受領期限：令和4年10月13日(木) 17時00分

#### (6) 技術提案資料の提出場所及び方法

書類を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。

受領期間：令和4年10月14日(金)～10月20日(木)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分まで。

#### (7) 技術評価に関するヒアリング

技術評価に関するヒアリングについては、原則として実施しない。

#### (8) 入札書の提出期限および場所並びに提出方法

入札書を紙により提出する場合は、上記(1)に持参すること。

入札期限：令和4年10月28日(金) 10時00分

#### (9) 開札の日時及び場所

開札日時：令和4年10月28日(金) 11時00分

開札場所：国立療養所多磨全生園 会議室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1) に同じ。

(7) 詳細は入札説明書による。

